

## 福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成 22 年福岡市条例第 25 号。以下「条例」という。）に基づく施策として、公共交通が不便な地域における生活交通の確保に向けた地域主体の取組に対して補助金を交付するにあたり、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、条例第 2 条に定めるところによる。

### (公共交通不便地に準ずると市長が認める地域)

**第3条** この要綱において、条例第 2 条第 8 号ウに定める「公共交通不便地に準ずると市長が認める地域」とは、バス停又は鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね 40 メートル以上となっている地域（公共交通空白地及び公共交通不便地を除く。）をいう。

### (補助対象事業)

**第4条** 市長は、市民団体又は公共交通事業者に対し、公共交通空白地等における生活交通の確保に向けた取組について、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生活交通の確保に向けた調査、検討その他市長が特に必要と認める活動
- (2) 前号に基づき実施する試行運行

### (補助の要件)

**第5条** 前条第 1 号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られていなければならない。

2 前条第 2 号の事業の実施に当たっては、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られ、かつ、補助事業として実施することについて、条例第 12 条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調っていないと認めなければならない。

3 前条第 2 号の事業は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に基づく許可を受けた一般旅客自動車運送事業により実施するものとし、原則として既存のバス路線と重複するものでなく、かつ、商業施設や病院等の立地や公共交通機関の状況を踏まえた必要最小限の地域において実施するものとする。

4 前条第 2 号の事業は、事業完了後においても、一般旅客自動車運送事業の実施が見込まれるものとする。

### (補助対象事業者)

**第6条** 補助対象事業者は、第 4 条第 1 号の事業については公募による市民団体、同条第 2 号の事業については公共交通事業者とする。

#### (補助金の額等)

**第7条** 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額とし、補助対象経費は、別表に定める限度額を超えない額とする。

2 補助対象事業期間の限度は、別表に定めるとおりとする。

3 1年度あたりに認めることのできる補助事業の件数は、別表に定めるとおりとする。

#### (交付申請)

**第8条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第1号により市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象事業に関する事業計画書及び収支計画書

(2) 主な活動地域内の全ての自治会又は町内会の同意書

(3) 第4条第1号の事業については、規約及び役員名簿

(4) 第4条第2号の事業については、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意書及び試行運行後の本格運行に関する計画書

(5) その他市長が必要と認める書類

#### (交付決定)

**第9条** 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2号により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知する。

#### (交付決定の変更申請)

**第10条** 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微なときを除き、あらかじめ様式第3号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

#### (交付決定の変更)

**第11条** 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更し、様式第4号により補助事業者に通知する。

#### (実績報告)

**第12条** 補助事業者は、補助事業期間の終了後、速やかに様式第5号を市長に提出しなければならない。

#### (交付額の確定)

**第13条** 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第6号により補助事業者に通知する。

#### (交付請求)

**第14条** 補助事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7号により請求す

ることができる。

#### (補助金の交付)

**第 15 条** 市長は、第 9 条により確定した補助金を前条による補助事業者からの請求に応じて交付するものとする。

#### (暴力団の排除)

**第 16 条** 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付決定をしないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

#### (雑則)

**第 17 条** この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

##### (事業の位置づけ)

2 この要綱に定める事項については、平成 27 年 3 月 31 日までのモデル事業として実施する。

別表（第7条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の限度	補助対象事業期間の限度	1年度あたりに認めることのできる補助事業の件数
第4条第1号の事業	調査, 検討その他市長が特に必要と認める活動に必要なと認める額	単年度につき50万円	2年度	2件
第4条第2号の事業	試行運行の実施に必要なと認める経費と試行運行の実施により得られた収入の差額	試行運行の実施に必要なと認める経費に2分の1を乗じて得た額と300万円のうちいずれか少ない額	6月	2件